

議案第12号

令和5年度さくら市水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和5年度さくら市水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりとする。

事項	期間	限度額
次亜塩素酸ナトリウム購入	令和5年度から 令和6年度まで	2,548千円
水道メーター購入	令和5年度から 令和6年度まで	12,679千円
給食センター増圧ポンプ場 維持管理費	令和5年度から 令和6年度まで	1,300千円
4号井周辺地下水位観測業 務委託	令和5年度から 令和6年度まで	8,789千円
水道水質検査業務委託	令和5年度から 令和8年度まで	19,812千円

令和5年11月29日 提出

さくら市長 花塚 隆志

債務負担行為に関する調書

(単位：千円)

事 項	限度額	前年度末までの支払義務発生（見込）額		当該年度以降の支払義務発生予定額		左の財源内訳
		期 間	金 額	期 間	金 額	営業収益
5-次亜塩素酸ナトリウム購入	2,548	-	-	令和5年度から令和6年度まで	2,548	2,548
5-水道メーター購入	12,679	-	-	令和5年度から令和6年度まで	12,679	12,679
5-給食センター増圧ポンプ場維持管理費	1,300	-	-	令和5年度から令和6年度まで	1,300	1,300
5-4号井周辺地下水位観測業務委託	8,789	-	-	令和5年度から令和6年度まで	8,789	8,789
5-水道水質検査業務委託	19,812	-	-	令和5年度から令和8年度まで	19,812	19,812